

改正

平成17年3月17日告示第18号

平成21年3月16日告示第15号

令和3年3月31日告示第43号

令和4年3月31日告示第26号

令和5年8月31日告示第78号

矢吹町家庭用生ごみ処理機購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭用生ごみの排出量の軽減を推進するとともに、有機質循環による生ごみの資源化及び分解処理された有機質を活用した各家庭でのガーデニングや家庭菜園等での無農薬有機野菜の栽培を町民自らが実践することにより、地域における環境問題や廃棄物対策の一助とするため、町民が家庭用生ごみ処理機を購入した場合、購入代金の一部を町が補助するものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を備える者とする。

- (1) 矢吹町に住所を有し、かつ、居住していること。
- (2) 自己の責任において機器を設置し、これを適切に維持管理できること。
- (3) 別に定めるところにより、町税等を滞納していないことが確認できること。

2 補助金の交付は、1世帯につき1台分に限るものとする。

(補助対象機器等)

第3条 補助金の対象とする機種は、ごみを熱によって乾燥し、又は微生物を活用して発酵分解することにより、その容量を減少させるとともに堆肥化できる電気式機器で、かつ当該家庭から排出される生ごみの全量が処理できる機器本体とする。ただし、消耗品等は対象としない。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、購入代金(税を除く本体価格)の2分の1以内とし、2万5千円を限度とする。ただし、百円単位の端数は切り捨てるものとする。

(補助申請)

第5条 補助金の対象者が補助金の交付を受けようとするときは、矢吹町家庭用生ごみ処理機購入補助金交付申請書(様式第1号)及びその他町長が特に必要と認める書類を町長に提出しなければならない。

(補助決定)

第6条 町長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を決定したときは、矢吹町家庭用生ごみ処理機購入補助金交付決定通知書(様式第2号)を、補助金を交付すべきでないとしたときは、矢吹町家庭用生ごみ処理機購入補助金不交付決定通知書(様式第3号)を交付するものとする。

(補助金の請求)

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、町長に矢吹町家庭用生ごみ処理機購入補助金請求書(様式第4号)を提出するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の請求があった場合、速やかに補助金の交付をするものとする。

(決定の取消)

第8条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他の規則又はこの要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第9条 町長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、当該補助金の返還を命ずることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年7月1日から施行する。

附 則（平成17年3月17日告示第18号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月16日告示第15号抄）

（施行期日）

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第43号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第26号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年8月31日告示第78号）

この要綱は、令和5年8月31日から施行する。